

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容 根拠法令及び条項		駐車場の利用登録及び登録変更 新座市自転車等駐車場条例 第8条 駐車場（新座市志木陸橋下南口バイク駐車場を除く。以下この条において同じ。）を利用しようとする者（新座市野火止四丁目自転車駐車場の利用にあつては、高齢者（65歳以上の者をいう。）、障がい者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の身体障がい者手帳、戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条第1項の戦傷病者手帳、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項の精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。）その他管理者が特に認める者に限る。）は、管理者に申請し、駐車場の利用登録を受けなければならない。登録事項を変更しようとするときも、同様とする。 2・3 [略]
所管部課係名		まちづくり未来部交通政策課交通政策係
審 査 基 準	関係条項	
	基準 （未設定の場合はその理由）	申請者が虚偽の申請内容を記入していない前提で、基本的に当初の利用登録及び登録変更の申請については、制限を設けず、全て登録しているため基準は未設定である。
	参考事項	
	設定等年月日	平成11年7月1日設定（平成27年4月1日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 （未設定の場合はその理由）	総日数 3日
	設定等年月日	平成11年7月1日設定（平成 年 月 日最終変更）